業務委託契約書 (案)

委託業務の名称 原子力防災資機材棚卸業務

委 託 料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

契約の履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

契約保証金 金 円

上記の委託業務について、委託者 福島県 を発注者とし、<u>受託者</u> を受注者 として、次の各条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間による履 行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていない事項で、必要ある事項については、発注者と受注者が協議してこれを定める。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行による生ずる損害をてん補するための発注者を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項及び第5項の規定は、発注者が、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号) 第229条の規定により契約保証金を免除した場合(同条第1項第2号又は第3号に掲げる 場合に該当し免除した場合を除く。)は適用しない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称 その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して委託業務の処理状況を調査し、又は 報告を求めることができる。

(契約の変更)

- 第6条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止もしくは打ち切らせ、又は契約期間の延長もしくは縮小等を求めることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第7条 受注者は、天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期限までに受託業務が完了することができないときは、受注者は、発注者に対し、速やかにその事由を記した書類を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(有償延期及び遅延利息)

- 第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了できない場合に おいて、当該期間後に完了する見込みがあるときは、受注者は、発注者に対して、速やか にその事由を記した書類を提出し、履行期間の延長の申し出をすることができる。
- 2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込みがあるとき

- は、発注者は、受注者から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額 (100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の遅延利息を徴収して履行 期限を延長することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を受注者 に通知するものとする。

(業務の完了及び検査)

- 第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書に成果品を添えて、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内にそれまでの業務報告書について検査を行わなければならない。

(委託料の請求)

- 第11条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の 支払を請求することができる。
- 2 発注者は、受注者から前項の規定による支払の請求があったときは、当該請求書を受理 した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合は、受注者に対し、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで、年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(契約の解除)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は 全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還 させることができる。
- (1) 受注者が本契約の内容に違反したとき。
- (2) 受注者が、履行期限内に業務を完了しないとき、又は履行期限内に完了の見込みがない と明らかに認められるとき。
- (3) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者 を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の 代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入 契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が 受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は違約金として契約金額 又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。また、契約解 除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納 付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできな い事由による解除の場合は、この限りでない。
 - (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日(受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条に規定する契

約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護等)

第16条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(代表者変更の届出)

第 17 条 受注者は、代表者の名義を変更したときは遅滞なく名義変更に係る登記事項証明 書その他これを証する書面を添えて発注者に届け出なければならない。

(負担区分)

第 18 条 委託業務の実施において直接必要となる器材等の費用については、受注者の負担とする。ただし、発注者は、委託業務の遂行上必要と認める範囲において、受注者に対して建物の一部及びその付属設備(電気・水道等)を無償貸与又は提供する。

(契約不適合責任)

- 第19条 業務の終了後、成果品の欠陥又は確定された仕様との不一致(以下「契約不適合」という。)が発見された場合は、発注者は受注者に対し、相当の期間を定めて無償でその修補を請求し、又は修補とともに損害賠償を請求することができる。
- 2 発注者が前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は、第10条第2項の規定による業務の終了の日から起算して1年間とする。

(契約外事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して は、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として、本契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県 福島県知事 内堀 雅雄

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職 中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ となど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約 の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理 措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び 毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平 成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行 政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

- 第5 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去 又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け なければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第6 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が 生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければなら ない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第7 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第8 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託に伴う措置)

第9 乙は、第4条に基づき個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社法(平成17年 法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に 委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託 先にも遵守させなければならない。

(契約解除)

第10 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。